

未熟児養育医療の給付手続きについて

生まれたお子さん（赤ちゃん）が、体重2,000グラム以下または身体の発育が未熟なため指定医療機関に入院し、養育を必要とされる乳児に1歳未満までの入院中の医療費と食事代などを給付します。

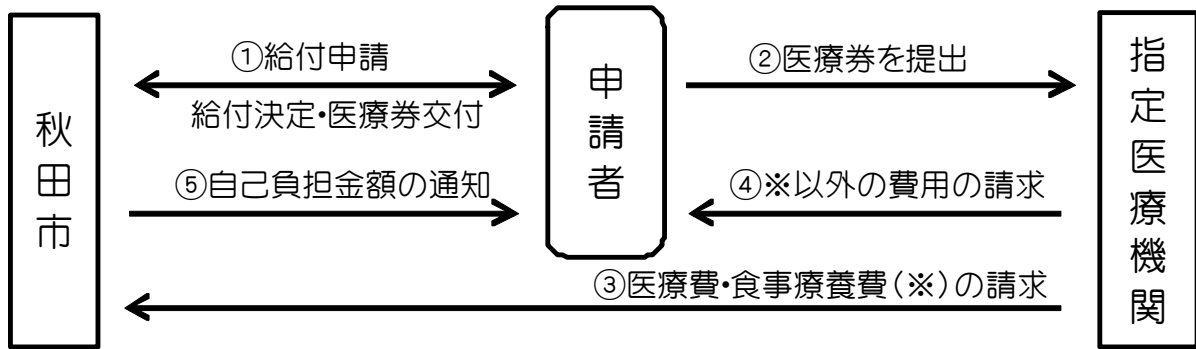
【申請に必要な書類】 ①・②・④・⑤は保護者が記入してください。

申請前に次の必要書類がそろっているかご確認ください。

	書類等	備考
<input type="checkbox"/>	① 養育医療給付申請書 (様式第1号)	「本人欄」は、受給者(赤ちゃん)について記入してください。 「本人との続柄」は、受給者(赤ちゃん)から見た続柄を記入してください。 「保険者等の名称」は、会社名ではなく発行機関名を記入してください。 (例) 全国健康保険協会△△支部/□□健康保険組合/秋田市 など
<input type="checkbox"/>	② 世帯調書(様式第2号)	太枠内を記入してください。 受給者(赤ちゃん)と住民票が一緒のかた全員を記入してください。 受給者(赤ちゃん)も含めて記入してください。 「続柄」は、受給者(赤ちゃん)から見た続柄を記入してください。 「世帯外扶養義務者」とは、例えば単身赴任の父など、受給者と同一生計で住民票が別になっているかたです。
<input type="checkbox"/>	③ 養育医療意見書(様式第3号)	主治医に記入してもらってください。
<input type="checkbox"/>	④ 未熟児養育医療の自己負担金と福祉医療費の委任について	
<input type="checkbox"/>	⑤ 所得・課税状況に関する公募等の閲覧同意書	②「世帯調書」に記入したかたのうち、18歳未満の未就業者を除く、すべてのかたを記入してください。 ※住民税所得割額等を確認する書類です。
<input type="checkbox"/>	⑥ 受給者(赤ちゃん)の加入医療保険資格情報が確認できるもの	以下のいずれかを持参、又はコピーを提出してください。 ・加入先の医療保険者から発行された健康保険証 ・加入先の医療保険者から発行された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」 ・(マイナ保険証を利用している場合)マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」 ※医療保険者が発行する保険手続き中の証明書でも代用できます。
<input type="checkbox"/>	⑦ 秋田市福祉医療費受給者証	市役所本庁舎2階子ども福祉課、各市民サービスセンター(ただし中央市民サービスセンター、東部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館を除く)、駅東サービスセンターの窓口で申請すると発行されます。
<input type="checkbox"/>	⑧ 個人番号確認書類	②「世帯調書」に記入されたかた全員分について、以下のいずれかを持参してください。 ・個人番号が記載された世帯全員分の住民票(写し可) ※多子の場合は1通 ・個人番号カード ・通知カード(ただし券面に記載されている住所や氏名などの事項に、令和2年5月25日以降変更が生じていないものに限る)
<input type="checkbox"/>	⑨ 身元確認書類	申請者(来庁者)の運転免許証、マイナンバーカード、パスポート など
<input type="checkbox"/>	⑩ 生活保護受給証明書	生活保護を受けているかた 市福祉保健部保護第一課、保護第二課で発行します。
<input type="checkbox"/>	⑪ 低体重児出生届	出生時の体重が2,500グラム未満の場合

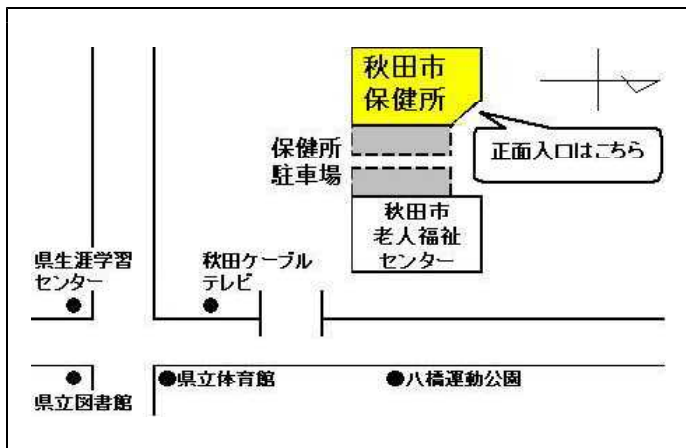
～裏面もご覧ください～

【申請の流れ】



- ①給付申請後、秋田市は申請書類を審査し、給付を決定すると「養育医療券」を送付します。
- ②申請者は、医療機関の窓口で「養育医療券」を提出してください。
- ③医療機関は、対象となる医療費と食事療養費を秋田市へ請求します。
- ④医療機関でかかった③以外の費用（オムツ代、リネン代等）は、医療機関から申請者へ請求されますので、医療機関へ直接お支払いください。
- ⑤保護者が負担する自己負担金額（費用徴収額）については、受診月の約2か月後に通知します。

※自己負担金については、本市福祉医療費として扱いますので、納入する必要はありません。（ただし、秋田市福祉医療費受給者証が交付されている方に限ります。）



<申請・お問い合わせ窓口>

〒010-0976

秋田市八橋南一丁目8番3号

(秋田市保健所2階)

秋田市 子ども家庭センター

子ども健康課 給付担当

TEL (018) 883-1172